

小・中学生用 男女共同参画に関する教材作成業務 仕様書

1. 委託業務名

小・中学生用 男女共同参画に関する教材作成業務

2. 業務の目的

男女の違いを自然のものとして受け入れるのではなく、子どもたちが持つ性差は社会的に作られたものであると理解をしたうえで、一人ひとりが、個人として、性別にかかわらず、それぞれの個性を尊重しあうことを学ぶ教材を作成する。

3. 業務委託期間

契約締結日から令和5年（2023年）3月31日まで

4. 業務内容

(1) 教材の作成

① 小・中学生向けの教材

下記アからオの作成にあたっては、冒頭のページからその先のページへと「主体的な探求心（新教育要領の中心的要素）をもって読み進められるように構成を工夫すること。

ア タブレット端末を用いて活用できること。

イ 小学生低学年にとって、就学前教育・保育からの円滑な移行、並びに小学生中学年以降にとっては、発展的学習につながる内容とすること。

ウ 「問い（児童・生徒書き込み用のワークシートを含む）」「資料」「吹き出し」等を使用し、気付きや理解を促すレイアウトとすること。

エ 作成にあたっては下記に関する内容を盛り込むこと。

- ・ 固定的な性別役割分担意識やアンコンシャスバイアスの解消
- ・ 性の多様性についての理解の促進
- ・ 自分（心と体）を大事にして、相手（心と体）も尊重する意識の醸成
- ・ 性別にとらわれることなく、自分自身の将来像を描き、その実現に向け、自分で考え行動できるようにすること。

オ ロールモデルの紹介

取材をする場合、取材協力者への謝礼は委託料に含むものとする。ただし、取材対象へ協力要請、実施に関する説明は、市が行うものとする。

② 指導者向けの副読書（解説資料）の作成

ア タブレット端末を用いて活用できること。

イ ①の解説、参考になるグラフ、統計資料などを入れるものとする。

(2) 会議への出席、支援業務

会議への出席、意見に対する助言、会議概要の作成等

- ・ 男女平等教育推進協議会（2回程度、所要時間2時間程度、オンラインでの参加可）
- ・ 男女共同参画審議会（1回程度、所要時間2時間程度、オンラインでの参加可）

(3) 学識経験者への意見聴取への出席、支援業務

意見聴取への出席、意見聴取概要の作成等（6回程度、所要時間2時間程度）

(4) その他

市との打合わせは、随時市担当職員と電話やメールで行い、業務が円滑に進むようにする。

5. 成果物

(1) 成果物（データ）の作成について、上記4.（1）の作業結果として、データで作成した成果物を収録した記録媒体（CD-ROM）2枚を納品すること。4.（1）①についてはフルカラー、40ページ程度で適宜イラスト・漫画やふりがなを用いるなど、親しみやすくわかりやすいデザインとすること。ユニバーサルフォントの使用に配慮すること。4.（1）②については、モノクロでも可。データの形式は下記のとおりとする。

① 成果物データの形式

ア 小・中学生向け教材データ:ppt・ページごとのpng・text（視覚障害者読み上げ用）

イ 指導者向け副読本データ:PDF・text

ウ 上記4.（1）①、②の制作にあたっては、デザイン、撮影、編集、レイアウトから納品まで一括して行うこと。最終内容の確認を市で令和5年2月20日までにを行い、納品期限は令和5年2月28日とする。

② 業務内容に関する成果物等を指定の期日までに提出すること

	成果物等の提出物	提出部数	提出期日	備考
1	小・中学生向け教材骨子 指導者向け副読書骨子	16	令和4年9月30日	紙及び電子媒体
2	同上（素案）	14	令和4年10月31日	紙及び成果物と同等形式
3	同上（案）	16	令和4年12月28日	紙及び成果物と同等形式
4	同上（案）	14	令和5年1月31日	紙及び成果物と同等形式
5	上記4の（1）①、②の 成果物一式	—	令和5年2月28日	

6. 業務体制

総括責任者を1名、その他従事者として担当者2名以上を配置する。

7. その他

- (1) 上記4で制作したデザイン等については、商標権、著作権等第三者の権利を侵害することのないよう、あらかじめ提案事業者において、第三者の諸権利の円滑な処理を行ったうえで提案すること。
- (2) 委託業務の成果品に係る著作権は、すべて市に帰属するものとする。
- (3) 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57条）及び豊中市個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。
- (4) 本仕様書の記載のない事項が発生した場合は、両者の協議により決定する。この仕様書の業務委託内容の詳細については、提案事業者からの企画提案内容をふまえ、改めて優先交渉権者決定後、市と協議し、作成するものとする。